

関係局・区による相談支援体制のあり方検討プロジェクトチームの設置について

1 趣旨

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化を受けて、市民生活における福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、支援につながらず地域に埋もれている要援護者に対する相談支援のニーズは、ますます大きくなっている。身近な地域において、ワンストップで相談を受け止め、その地域で生活している住民たちと専門職とが連携することにより、適切な支援につなげその解決を図るという、総合的な相談支援体制の実現が課題となっている。

とくに、平成 27 年 4 月から、生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える支援を行う生活困窮者自立支援制度が本格実施され、また平成 27 年度以降、介護保険制度における生活支援サービスの再編等が課題とされており、今後の相談支援のあり方については早急に検討が必要な課題となっている。これらは各相談支援事業のあり方に大きく影響する課題であるため、関係局と区によるプロジェクトチーム（PT）を設置し、検討を進めていくこととする。

2 構成

相談支援（要援護者への直接支援に関わるもの）に関連する施策・業務を所管・担当する下記関係課により PT を構成し、課長（代理）級職員により取組の方向性等を検討する。

また、PT の下に係長級職員によるワーキングチーム（WT）を設置し、PT において検討した方針の下、具体の調査・検討作業を行う。（WT は下記「※」の 4 課により構成）

なお、事務局は生活福祉部地域福祉課に置く。

- 【福祉局】生活福祉部 地域福祉課※（区保健福祉センター、CSW、民生委員、虐待、権利擁護）
自立支援課※（生活困窮者自立支援制度）
保護課（生活保護 CW）
障がい者施策部 障がい福祉課※（障がい者相談支援センター）
障がい支援課（地域活動支援センター(生活支援型)）
高齢者施策部 高齢福祉課※（地域包括ケアシステム、生活支援サービス、地域包括支援センター）
心身障害者リハビリテーションセンター相談課（身体・知的障がい者更生相談所）
- 【こども青少年局】子育て支援部 管理課（地域子育て支援センター等）
こども家庭課（ひとり親家庭等に関する相談）
こども相談センター（児童相談所）
- 【健康局】健康推進部 健康施策課（区保健福祉センターの地域担当保健師）
こころの健康センター（精神保健福祉センター）
保健所 管理課（難病に関する相談）
- 【市民局】ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課（就労に関する相談）
男女共同参画課（DV）
- 【区】区保健福祉センター〔各課長会幹事長〕（保健福祉センター業務、福祉パイロット事業）
- 【社会福祉協議会】大阪市社会福祉協議会（地域福祉活動の支援にかかる連携協定に基づく参画）